

USPTO が商標規則改正案を公表

2006 年 1 月 23 日
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は 1 月 17 日付けフェデラルレジスター(官報)で商標審判部(Trademark Trial and Appeal Board (TTAB))の当事者系手続に関する商標規則の改正案を公表した。

本改正案は、当事者系手続において、開示手続や審理前(pre-trial)の情報を当事者間で交換するといった連邦裁判所の手続を採用することにより、早期解決や手続の公平性の実現を目的としている。改正内容としては、TTAB の当事者系手続(異議申立含む)における請求人から被請求人への請求書の直接送付、民事訴訟の開示実務(disclosure)に準じた手続への変更、CD-ROM 形式による書類提出方法の廃止等がある。

今回の規則改正案はパブリックコメントの手続きを経て発効される予定であり、確定したものではない。コメントの提出期限は 3 月 20 日までとなっている。

<参考>フェデラルレジスター該当部分

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr2498.pdf>

(了)